

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係） 一〇十（略） 十一 郵便、信書便又は電気通信の事業 十二〇十五（略）	別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係） 一〇十（略） 十一 郵便又は電気通信の事業 十二〇十五（略）